

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

改正児童福祉法に基づく本市の対応

1 児童福祉法の理念の明確化

親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を「川崎市児童虐待対応ハンドブック（第2版）」に追記しました。

2 児童虐待の発生予防

「母子保健コーディネーター」の配置により、母子健康手帳交付時から相談・支援体制を充実するとともに、「妊娠出産包括支援事業」や「乳幼児健診」を実施するなど、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援を実施しました。

また、支援を要する妊婦や児童・保護者を把握した場合の関係機関の情報提供について「川崎市児童虐待対応ハンドブック（第2版）」に追記しました。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待の対応件数は増加が続く一方、児童の心理・健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難な事例も増加していることから、児童相談所の体制強化として、平成29年度から児童相談所において、児童福祉司、児童心理司を16人増員するとともに、3か所の児童相談所にそれぞれ非常勤の弁護士を配置します。

また、児童相談所の児童福祉司、及び要保護児童対策地域協議会の調整機関職員に研修が義務付けられたことから、平成29年度以降研修を実施します。

4 被虐待児童への自立支援

児童相談所の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、及び養子縁組里親を法定化するとともに、養子縁組に関する相談・支援が児童福祉法に位置付けられたことから、本市「児童相談所条例」の一部改正を行い、児童相談所の業務として条例に位置づけました。